

森林病害虫等防除事業実施要領

この要領は、森林病害虫等防除事業を実施するため、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）及び森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（昭和 60 年 5 月 20 日付長野県告示第 404 号。以下「要綱」という。）並びに別に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第 1 補助金交付の対象となる事業の内容

補助金交付の対象となる事業の内容は、別表のとおりとする。

第 2 松林健全化推進事業

1 事業の実施主体

松林健全化推進事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は市町村とする。

2 事業計画等

- （1）事業主体は、松くい虫対策の実施について（平成 9 年 4 月 7 日付け林野造第 105 号）、森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 に基づく防除実施基準（平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 102 号）、法第 7 条の 3 に基づく長野県防除実施基準、長野県防除実施基準の運用（平成 27 年 9 月 30 日付け 27 森推第 481 号）、法第 7 条の 5 に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、並びに法第 7 条の 6 に基づく長野県樹種転換促進指針、法第 7 条の 9 に基づく長野県地区防除指針、法第 7 条の 10 に基づく市町村松くい虫被害対策実施計画に従い、翌年度計画の事業の種類ごとに事業計画書（様式第 1 号、付表を含む）を作成し、9 月 10 日までに所轄地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

なお、特別防除、無人航空機散布については、12 月末日までにリスクコミュニケーション等に係る資料を提出するものとする。

- （2）局長は、事業計画書の内容を確認し、その防除時期、防除方法、使用薬剤、リスクコミュニケーションの実施状況等、その他効果的防除を期するため必要な事項について指導・助言する。

- （3）標準単価は、毎年度部長が定めるものとする。また、標準単価が定められてないものについては、積算による積上げ又は見積もりにより経費を算出する。
なお、見積もりの場合は 2 者以上から徴収し、最も低い者を採用する。

- （4）事業主体は、別に定める期日までに（当年度）事業計画書（様式第 1 号、付表を含む）局長に提出するものとする。

局長は管内の実施計画書（（様式第 16 号）以下「実施計画書」という。）を作成し別に定める期日までに林務部長（以下「部長」という。）に提出する。

- （5）部長は、提出された実施計画書を検討し、次に定める事項について局長に通知する。

ア 補助対象事業量

イ 補助対象事業費

ウ 補助金額

エ その他補助事業として必要な事項

- （6）局長は前号の通知に基づき、事業主体に通知するものとする。

- （7）総事業量及び総事業費の 20% を超える増減を生じたときは、前各号の手続きに従い速やかに処理するものとする。この場合、前各号文中「事業計画書」を「変更事業計画書」、「実施計画書」を「変更実施計画書」と読み替える。

3 早期着手

- （1）事業主体は、薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業にあっては補

助金交付決定前に対象とする補助事業に着手することはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、局長に対し協議し同意を得た場合は、交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- ア 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- イ 事業の実施に長期間を有するとき。
- ウ 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。
- エ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。

- (2) 事業主体は、薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業について、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式第13号）を局長に提出する。
- (3) 局長は、前号の協議があり、第1号のただし書に該当し、適當と認められたときは、次の条件を付して同意（様式第14号）する。
 - ア 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
 - イ 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- (4) 局長は前号の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（様式第15号）を部長に提出する。

4 補助金交付申請書及び実績報告書等

- (1) 事業主体は、薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業を除く事業にあっては、要綱第4に規定する申請書（以下「申請書」という。）（様式第2-1号）に事業実行調書（様式第3-1号）を添付し、薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業にあっては申請書（様式第2-2号）に実行計画書（様式第3-2号）を添付し、別に定める期日までに局長に提出するものとする。
- (2) 伐倒駆除については、申請を数回に分けて提出できるものとする。その場合の申請書は「第〇〇次」と記載するものとする。
- (3) 要綱第4第3項に規定する前号の申請書の提出期限は、毎年度事業の種類ごとに局長が定めるものとする。
- (4) 事業主体は、交付決定後、薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業の補助金の額に変更が生じたときは速やかに変更交付申請書（様式第2-3号）を局長に提出するものとする。
- (5) 局長は前号の申請があった場合は、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、部長と協議をし、部長の同意を得たうえで事業主体に変更承認を行うとともに、変更について通知するものとする。
- (6) 事業主体は、薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業が完了したときは、要綱第5に規定する実績報告書（様式第2-2号）に事業実績書（様式第3-2号）を添付し、を局長に提出するものとする。

5 補助金の交付決定及び確定

- (1) 局長は、前項第1号により薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業の申請書の提出があったときは規則第4条により、内容を審査の上、補助金の交付決定（様式第10-2号）をする。なお、前項第6号による変更交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、変更交付決定（様式第10-3号）をする。
- (2) 局長は、前項第1号により薬剤防除効果等検証及び松くい虫被害緊急対策事業を除く事業の申請書の提出があったときは完了確認調査を行い、予算の範囲内で補助金を交付、確定（様式第10-1号）をする。
- (3) 局長は、前項第6号による実績報告書の提出があったときは完了確認調査を行い、補助金の確定（様式第10-4号）をする。

6 事業の実施

- (1) 事業主体は、事業の実施に先立ち森林所有者等から同意を得るものとする。
- (2) 事業主体は、事業を安全かつ効率的に行うものとし、特に農薬の使用に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、安全かつ適正な使用に努め、危被害の防止に万全を期するものとする。
- (3) 事業主体は、事後における実施確認が困難な事業の種類については、防除実施中の調査結果を「松くい虫防除記録簿」（様式第8号の1）に記録しておくものとする。ただし、樹幹注入剤利用松林保全対策は、「樹幹注入剤利用松林保全対策記録簿」（様式第8号の2）に、薬剤防除安全確認調査は「薬剤防除安全確認調査結果」（様式第8号の3）に記録しておくものとする。
- (4) 局長は、防除実施中の現地指導に努め、危被害防止を図るものとする。
- (5) 事業主体は、事業の実施に当たっては、4月、5月、6月、9月、12月及び3月末に被害量を調査し、駆除実績を添えて、その翌月の10日までに局長に報告（様式第7号）するものとする。
- (6) 局長は、前号の報告書を受理したときは、速やかにとりまとめて部長に報告するものとする。

7 完了確認調査

局長は、完了確認調査に当たっては、次により行うものとする。

- (1) 特別防除、地上散布、無人航空機散布及び樹幹注入剤利用松林保全対策
 - ア 申請書の提出があったときは、関係書類等について調査を行い、完了確認調書（様式第9号。以下「確認調書」という。）を作成するものとする。
 - イ 事業地の確認

事業実行調書に記載されている事業地及び現況について、現地、森林計画図及び森林簿等と照合して確認する。
 - ウ 事業量の調査

次に掲げる事項について確認するほか、「松くい虫防除記録簿」（様式第8号の1）又は「樹幹注入剤利用松林保全対策記録簿」（様式第8号の2）により確認する。

 - (ア) 特別防除、地上散布及び無人航空機
 - a 申請書に添付された事業地実測図又は見取図（様式第4号）若しくは森林計画図により事業地と現地とを照合する。
 - b 事業区域内にある除地は補助の対象外とする。
 - c 面積の単位はヘクタールとし、小数点以下3位を切捨てて2位とする。
 - (イ) 樹幹注入剤利用松林保全対策
 - a 本数及び胸高直径等を「樹幹注入剤利用松林保全対策記録簿」（様式第8号の2）により確認する。
 - エ 書類調査

申請書に添付された事業実行調書（様式第3号-1）及び収支精算書（様式第5号）に基づき、次の書類について調査、確認するものとする。ただし、委託事業の場合は、作業日誌、出勤簿は除くものとする。

 - (ア) 作業日誌
 - (イ) 予算整理簿、収支簿
 - (ウ) 消耗品（原材料）受払簿
 - (エ) 出勤簿
 - (オ) 薬剤等材料の納品関係書類
 - (カ) 委託契約、請負契約書
 - (キ) 実施状況写真
 - (ク) その他資料
- (2) 薬剤防除安全確認調査

申請書の提出があったときは、第1号に準じ調査を行うものとする。

(3) 薬剤防除効果等検証

実績報告書の提出があったときは、第1号に準じ調査を行うものとする。

(4) 伐倒駆除

ア 申請書（松くい虫被害緊急対策事業にあっては、実績報告書）の提出があったときは、第1号に準じ調査を行うが、事業量の調査は次のとおりとする。

イ 事業量の調査

(ア) 本数及び材積は実測とし、調査野帳等により確認する。

(イ) 材積（駆除材積）は、枝条を含む総材積とする。この場合の総材積は立木幹材積の1.2倍（駆除木の毎木材積調査等に基づく調整は可能）を標準とする。

(ウ) 材積の単位は立方メートルとし、小数点以下3位を切捨てして2位とする。

(5) 被害木特別駆除

ア 申請書の提出があったときは、第1号に準じ調査を行うが、事業量の調査は次のとおりとする。

イ 事業量の調査

(ア) 駆除本数により算定した材積を補助の基準とする。

(イ) 材積（駆除材積）の算定式は次のとおりとする。

材積(立方メートル)=駆除本数(本) × 0.28(立方メートル) × 1.2(枝条加算)

(ウ) 材積の単位は立方メートルとし、小数点以下1位を切捨てして整数止めとする。

第3 その他森林病害虫等防除事業

1 事業の実施主体

その他森林病害虫等防除事業の実施主体は、森林病害虫等駆除者（以下「駆除者」という。）とし、次のいずれかに該当する者で知事が適当と認めた者とする。

(1) 森林所有者、管理者又は森林所有者から施業若しくは経営の委託を受けた者

(2) 市町村

(3) 森林組合

(4) 森林所有者から当該森林の病害虫等の防除の委託を受けた者（営利を目的として防除事業を行うものを除く。）

(5) 森林所有者が森林病害虫等の防除のため組織する規約を備えた協業体又は団体

2 被害発生報告及び事業計画等

(1) 森林病害虫等が発生し、まん延のおそれがあると認めた者は、遅滞なく当該森林を管轄する市町村長又は森林組合長に報告するものとする。

(2) 前号の報告を受けた市町村長又は森林組合長は、速やかにその状況を確認の上、森林病害虫等発生届（森林病害虫等防除法施行細則第1条による。以下「発生届」という。）にとりまとめ、事業計画書（様式第1号、付表を含む）を添え、局長に提出してその指導を受けるものとする。

(3) 前号の発生届及び事業計画書を受理した局長は、防除時期、防除方法、使用薬剤、その他効果的防除を期するため必要な事項について指導とともに、当該発生届及び管内の実施計画書（様式第16号）を作成し部長に提出する。

(4) 標準単価は、毎年度部長が定めるものとする。また、標準単価が定められてないものについては、積算による積上げ又は見積もりにより経費を算出する。

なお、見積もりの場合は2者以上から徴収し、最も低い者を採用する。

(5) 部長は、提出された実施計画書を検討し、次に定める事項について局長に通知する。

ア 補助対象事業量

イ 補助対象事業費

ウ 補助金額

エ その他補助事業として必要な事項

- (6) 局長は前号の通知に基づき、駆除者に通知するものとする。
- (7) 総事業量及び総事業費の20%を超える増減を生じたときは、前各号の手続きに従い速やかに処理するものとする。この場合、前各号文中「事業計画書」を「変更事業計画書」、「実施計画書」を「変更実施計画書」と読み替える。

3 補助金交付申請書等

- (1) 駆除者は、要綱第4に規定する申請書（様式第2-1号）に事業実行調書（様式第3-1号）を添付し、次号で定める期日までに局長に提出するものとする。なお、必要に応じ申請を数回に分けて提出できるものとし、その場合の申請書は「第〇〇次」と記載するものとする。
- (2) 要綱第4第3項に規定する前号の申請書の提出期限は、毎年度局長が定めるものとする。

4 補助金の確定及び交付

局長は、前項により申請書の提出があったときは、第2第7項に準じて完了確認調査を行ない、予算の範囲内で補助金を交付、確定（様式第10-1号）し、駆除者に通知するものとする。

5 事業の実施

- (1) 駆除者は、事業の実施に先立ち森林所有者等から同意を得るものとする。
- (2) 事業は、安全かつ効率的に行うものとし、特に農薬の使用に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、安全かつ適正な使用に努めることにより、危被害の防止に万全を期するものとする。
- (3) 事後における実施確認が困難な事業については、第2の6項の3号を準用し記録しておくものとする。

6 完了確認調査

局長は、完了確認調査に当たっては、次により行うものとする。

- (1) 薬剤の散布
 - ア 申請書の提出があったときは、関係書類等について調査を行い、完了確認調書（様式第9号）を作成するものとする。
 - イ 事業地の確認
 - 事業実行調書（様式第3-1号）に記載されている事業地及び現況について、現地、森林計画図及び森林簿等と照合して確認する。
 - ウ 事業量の調査
 - (ア) 申請書に添付された事業地実測図又は見取図（様式第4号）若しくは森林計画図により事業地と現地とを照合する。
 - (イ) 事業区域内にある除地は補助の対象外とする。
 - (ウ) 面積の単位はヘクタールとし、小数点以下3位を切捨てて2位とする。
- エ 書類調査
 - 申請書に添付された事業実行調書（様式第3-1号）及び収支精算書（様式第5号）に基づき、次の書類について調査、確認するものとする。ただし、委託事業の場合は、作業日誌、出勤簿は除くものとする。
 - (ア) 作業日誌
 - (イ) 予算整理簿、収支簿
 - (ウ) 消耗品（原材料）受払簿
 - (エ) 出勤簿
 - (オ) 薬剤等材料の納品関係書類
 - (カ) 委託契約及び請負契約書

(キ) 実施状況写真

(ク) その他資料

(2) くん蒸及び粘着剤等の塗布等

ア 申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を除き、第1号に準じ調査を行う。

イ 事業量の調査

(ア) 本数及び材積は実測とし、調査野帳等により確認する。

(イ) 材積は幹材積とする。

(ウ) 材積の単位は立方メートルとし、小数点以下3位を切捨てして2位とする。

(3) 樹幹注入剤の注入

ア 申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を除き、第1号に準じ調査を行う。

イ 事業量の調査

本数及び胸高直径等を樹幹注入剤利用松林保全対策記録簿により確認する。

第4 補助金交付の請求

要綱第7に規定する補助金の請求は、森林病害虫等防除事業補助金交付請求書（様式第11号）によるものとする。

第5 補助金交付実績の報告

局長は、補助金交付が完了したときは、速やかに補助金交付実績報告書（様式第12号）を部長に提出するものとする。

(別表) (第1関係)

1 松林健全化推進事業

事業の種類	事業の内容（駆除の実施方法等）	補助対象経費の内容	単位	備考
特別防除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布		散布した面積 (ヘクタール)	伐倒駆除を併用する。別図-1のとおり
地上散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について地上から行う薬剤の散布 県単補助の区域は別記とする	伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理費、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、使用料、賃借料、備品購入費、原材料費及び事業雑費	〃	
無人航空機散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について無人航空機を利用して行う薬剤の散布	〃	注入した松の本数 (本)	伐倒駆除を併用する。別図-1のとおり
樹幹注入剤利用松林 保全対策	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林で、かつ特別防除、地上散布、伐倒駆除等を行うことが適当でない生立木について実施する樹幹注入剤の注入			同上
薬剤防除安全確認調査	特別防除の実施地又は無人航空機散布実施地に伴う薬剤の安全確認調査	報酬、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	調査実施箇所数	
薬剤防除効果等検証	防除地区連絡協議会の開催 (特別防除実施予定地又は及無人航空機散布実施予定地において、これらの散布に関して行う防除効果調査及び調査結果の説明等)	報酬、報償費、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料	事業主体	
伐倒駆除	1 伐倒駆除事業 (国庫補助は被害先端地域、松くい虫被害緊急対策事業及び県単補助は原則その他地域とする) (1)くん蒸 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている被害木の伐倒及び薬剤によるくん蒸 (2)破碎 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている被害木の伐倒及び破碎 (3)全木焼却 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている被害木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）	伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理費、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、使用料、賃借料、備品購入費、苗木購入費、原材料費及び事業雑費	駆除した材積 (立方メートル)	
	2 松くい虫被害緊急対策事業 1 伐倒駆除事業に準ずる。	技術者給、報酬、報償費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費		
その他知事が特に必要と認める事業	その他知事が特に必要と認める事業 1 上記、伐倒駆除事業の県単補助における特殊伐採等 2 その他知事が特に必要と認める事業	その他知事が特に必要と認める事業に要する経費について知事が適当と認めた額	事業種類による	
被害木特別駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木でかつ、伐倒駆除の困難な箇所にあるものについて航空機を利用して行う薬剤の散布		散布した材積 (立方メートル)	

2 その他森林病害虫等防除事業

事業の種類	事業の内容（防除の実施方法）	補助対象経費の内容	単位	備考
突発森林病害虫等防除	知事が認めた突発森林病害虫等に対する薬剤の散布	伐倒費、薬剤費、機械器具費、整理費、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、使用料、賃借料、備品購入費、苗木購入費、原材料費及び事業雑費	駆除した面積（ヘクタール）	
	知事が認めた突発性森林病害虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている被害木の薬剤によるくん蒸		駆除した材積（立方メートル）	
	知事が認めた突発性森林病害虫が付着し、又は付着のおそれのある樹木への粘着剤等の塗布及びビニールによる被覆		防除した材積（立方メートル）	
	知事が認めた突発性森林病害虫が付着するおそれのある樹木への樹幹注入剤の注入		注入した樹木の本数（本）	

(図-1)

防除対策	補助対象(国基準)		補助基準(県基準)	
	守るべき松林	周辺松林	適合被害レベル	実施形態・条件等
空中散布 	○	—	未被害～微害 (中害)	<ul style="list-style-type: none"> 伐倒駆除と組み合わせて実施すること (作業ができない岩稜等を除く) 関係住民とのリスクコミュニケーションの徹底、合意形成が図られていること。
樹幹注入 	○	—	未被害～微害	<ul style="list-style-type: none"> 文化財、景観上の貴重なマツ等で、薬剤散布が適さない条件であること 管理者が明確で、マツ林の持続的な維持保全への取組が確実であること

被害レベル「微害」…被害木の発生に対し、速やかかつ確実な伐倒駆除の実施が可能な状況

(別記) (第1関係)
県単独事業（地上散布）の実施区域

次の法令等の指定を受けた区域の松で、風致等その存在価値が高く、特に局長が認めたもの

- 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 3 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林
- 5 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園及び国定公園
- 6 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）
- 7 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）に規定する県立自然公園
- 8 長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）
- 9 市町村文化財保護条例
- 10 その他知事が特に必要と認めた区域の森林